



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ビオフェルミン製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤 本 孝 明
(コード番号 4517 東証第1部)
問合せ先 総 務 部 長 松 本 剛
(TEL : 078 - 575 - 5501)

**役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬額の改定ならびに取締役に対する
株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ**

当社は、本日（平成 27 年 5 月 11 日）開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて役員報酬額の改定、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を行うことおよび取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 129 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

(1) 理由

任期中の処遇に重きをおいた報酬制度とするため、役員報酬体系見直しの一環として、年功的かつ報酬の後払い的要素の強い役員退職慰労金制度（以下「本制度」という。）を廃止することといたしました。

(2) 本制度の廃止日

本定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 本制度廃止に伴う打切り支給について

本制度の廃止に伴い、本定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合に重任となる取締役6名および在任中の監査役2名に対し、本制度廃止の日までの在任期間に対する役員退職慰労金を打切り支給する議案を付議いたします。

なお、本議案が承認された場合、支給時期につきましては当該役員の退任時といたします。

(4) 業績に与える影響

当社は従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、本制度の廃止に伴う業績への影響は軽微であります。

2. 役員報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、平成元年8月30日開催の第103期定時株主総会におきまして月額1,000万円以内、監査役の報酬額は、平成8年8月29日開催の第110期定時株主総会におきまして月額250万円以内とご承認いただき、現在に至っております。また、従来、役員賞与については、都度定時株主総会でご承認いただいておりますが、その後の経済情勢の変化、その他諸般の事情等を勘案し、今後の役員報酬の機動的な運用を可能とするため、現行の月額を賞与を含めた年額に換算し、取締役の報酬額を年額2億円以内（うち、社外取締役分は年額1千5百万円以内）、監査役の報酬額を年額2千5百万円以内と改めることについて、本定時株主総会に付議いたします。

3. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

(1) 理由

本制度を廃止することに伴い、取締役に業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的として、上記2.の取締役の報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として年額3千5百万円以内の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。本株式報酬型ストックオプションの導入については、本定時株主総会に付議いたします。

(2) ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

I. 目的である株式の種類

当社普通株式とする。

II. 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併または会社分割を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合併比率等に応じ当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式25,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

②新株予約権の総数

250個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割り当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。
- ⑥譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする。
その他、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。
- ⑧新株予約権のその他の内容
新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上